

番 号 : 151086

国 名 : ケニア

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名 : トゥルカナ持続可能な自然資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト詳細計画策定調査 (環境社会配慮/評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 環境社会配慮/評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年1月下旬から2016年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 21日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2016年1月6日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について) (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	環境社会配慮に係る各種業務及び各種評価調査
対象国/類似地域	ケニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

ケニア国は赤道直下に位置し、国土の8割を乾燥・半乾燥地が占める一方、森林面積は国土の6%以下であるなど自然環境が極めて厳しく、気候変動に対して最も脆弱な地域の一つであるとされている。また、近年、干ばつや洪水などの自然災害が連続的に発生し、森林資源の荒廃、生活基盤の不安定化などが進行しており、その観点から洪水・干ばつ対策や森林保全などの課題への対応の必要性が非常に高まっている。特に2010年秋以降にかけて深刻化した「アフリカの角」地域の干ばつは、過去4年間にわたって十分な降雨量が得られなかったことに起因し、広範な地域で被害が深刻化した。ケニアでも北部地域（トゥルカナ郡、マルサビット郡、ガリッサ郡）を中心に380万人以上が被災し、関係各機関による緊急人道支援が行われた。

上記の課題に対して国家開発計画「Vision 2030」では、水源林の保全、森林率の増加（10%）や洪水・干ばつなどの気候変動に起因する自然災害への適応などを気候変動対策セクターの主要課題として位置づけている。またケニア政府は2011年9月に「アフリカの角危機サミット」を主催し、「中長期的な干ばつ対応メカニズム」の構築を柱とする「ナイロビ宣言」をまとめた。同宣言に基づき国別アクションプランも協議され、ケニアにおいては「短期的な人道支援のみならず干ばつに対する強靱性（レジリエンス）の向上を中長期的に推進すること」の必要性が確認された。干ばつ発生時の緊急対応システムの構築及び乾燥・半乾燥地の総合的な開発が重要であるとされ、そのための方策として担当省庁の体制強化、干ばつ対策のための基金設置、早期警報システムの始動、干ばつ時緊急支援のための計画策定等の検討がなされた。

かかる状況の下、ケニア政府は我が国に対し、北部地域の牧畜民コミュニティの干ばつに対する強靱性（レジリエンス）向上を目的とした支援を要請し、当機構は2012年2月～2015年10月に開発計画調査型技術協力「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」を実施し、パイロット事業の実施を通じてコミュニティ主体の災害管理（コミュニティ防災）と開発の視点を融合した新たな干ばつレジリエンス向上モデルを構築するとともに、関連する政府関係者の能力強化を行った。

同プロジェクトの対象地域のうち、国内で最も貧困率の高いトゥルカナ郡においては、干ばつ発生後の食糧援助等に先立つ、レジリエンス向上、脆弱性軽減のための各種事業の重要性は依然として高い。加えて、2013年の総選挙以降本格化した地方分権化及び中央省庁再編の結果、これら事業の実施主体が郡政府となったことから、円滑な事業実施のための郡政府の能力向上が急務となっている。

かかる状況の下、ケニア政府は我が国に対し、トゥルカナ郡における干ばつに対するレジリエンス向上を目的とした「トゥルカナ持続可能な自然資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を技術協力プロジェクトとして要請した。要請された内容では、牧畜民コミュニティにおける持続可能な自然資源管理（水源設置と牧草資源管理）と生計手段の多様化に関する、パイロット事業の実施と関係者（牧畜民コミュニティと関連する政府職員）の能力強化を中心とした活動が想定されている。

本詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、5項目評価（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、他の団員と協力して、本プロジェクトの協力計画策定のために必要な調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。なお、本プロジェクトはJICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）上、影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリーBに分類されることに留意する。本プロジェクトの中で計画されている井戸の敷設においては、ケニア国内法上予備的環境調査報告書の国家環境管理局（NEMA）への提出が求められることが想定されているが、本プロジェクトの井戸の敷設に伴う環境影響の有無及びその程度は本詳細計画策定調査において確認する必要がある。また、本業務従事者は、「コ

コミュニティ開発／生計多様化」担当団員が行う各種取りまとめ作業に協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年1月下旬)

- ①要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、担当分野における現地調査項目(案)(和文)、ケニア側関係機関(C/P機関、他ドナー等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ②評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から、プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の検討及び作成に協力する。
- ③対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2016年1月下旬～2月中旬)

- ①当機構ケニア事務所等との打合せに参加する。
- ②ケニア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、既存のデータ等を使用したIEEレベルにて、重要な環境影響項目の予測・評価を行う。影響の予測・評価の結果として影響があると判断される場合は緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- 1) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
ア) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
特に本プロジェクトにおける予備的環境調査報告書に係る手続きを確認すること
イ) JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
ウ) 関係機関の役割
- 3) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施、及び影響の予測・評価の実施
- 4) 代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- 5) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
- 6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化

- ④調査団及びケニア側関係機関と協議の上、PDM案(英文・和文)、PO案(英文)、R/D(Record of Discussions)案(英文)の作成に協力する。
- ⑤ケニア側関係機関との協議で合意された内容に基づき、M/M(Minutes of Meetings)案(英文)の作成に協力する。
- ⑥担当分野に係る現地調査結果を当機構ケニア事務所等に報告する。
- ⑦評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、とりまとめに協力する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年2月下旬)

- ①事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ②帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空賃については、成田/羽田ーナイロビ間の経済的かつ効率的な経路を選択し計上して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年1月31日（同日現地着）～2016年2月20日（2月19日現地発）を予定しています。また、当機構の調査団員の現地調査期間は2016年2月7日～2016年2月20日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) コミュニティ開発／生計多様化（コンサルタント）

エ) 環境社会配慮／評価分析（コンサルタント）

③ 便宜供与内容

当機構ケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（機構職員の調査期間については、職員と同乗することとなります。）

エ) 国内移動に係る航空便

機構がアレンジします。

オ) 通訳備上

なし

カ) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします。

キ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がプロジェクトホームページで公開されています。

- ・ 「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」プロジェクト成果ガイドライン

<http://www.jica.go.jp/project/kenya/004/materials/index.html>

② 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム（TEL:03-5226-8426）にて配布します。

- ・ 「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」ファイナルレポート
- ・ 「トゥルカナ持続可能な自然資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト」要請書（写）
- ・ ケニア環境社会配慮プロファイル（2011年9月）
- ・ カテゴリ B 案件報告書執筆要領

(3) その他

- ① 農村開発分野に係る各種業務経験を有することが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ ケニア国内での活動においては、JICA 安全管理措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室、JICA ケニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上